



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産二八)

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令(同二九)

〔告 示〕

○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する件(経済産業九三)

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件(国土交通三六七)

〔官庁報告〕

官庁事項
土地改良長期計画について
(農林水産省)

〔公 告〕

裁判所
諸事項
破産、免責関係
特殊法人等
司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○農林水産省令第二十八号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年四月十二日
農林水産大臣 野上浩太郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令
 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）							
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前13日間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	(略)	(略)	(略)	フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	(略)	(略)	(略)
フルララネルを有効成分とする飲水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

注 1～20 (略)

別表第2 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品 (略)	動物用医薬品 使用対象動物 (略)	用法及び用量 (略)	使用禁止期間 (略)
リン酸タネロシン及び ビスルファジミジン を有効成分とする配 合剤たる飼料添加剤	(略)	(略)	(略)
鉄及びトルトラズリ ルを有効成分とする 配合剤たる注射剤	豚(生後3日を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg 当たり鉄100mg以下及 びトルトラズリル20mg 以下の量を筋肉内に注 射すること。	食用に供するために と殺する前56日間
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～9 (略)

別表第2 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品 (略)	動物用医薬品 使用対象動物 (略)	用法及び用量 (略)	使用禁止期間 (略)
リン酸タネロシン及び ビスルファジミジン を有効成分とする配 合剤たる飼料添加剤	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～9 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)を実施するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部を改正する省令(平成十六年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月十二日

農林水産大臣 野上浩太郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令(平成十六年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令(平成十六年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。